

藤沢市図書館貸出期限票広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、藤沢市図書館財源確保対策実施要領に定める貸出期限票広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載)

第2条 広告の掲載は、別表に定める方法により掲載することにより行うものとする。

(広告掲載料及び期間)

第3条 前条による広告の掲載料及び期間は別表に定めるとおりとする。

(広告の掲載場所)

第4条 広告を掲載する位置は、総合市民図書館長が指定した位置とする。

(広告の規格)

第5条 掲載する広告の規格は、横40mm、縦40mmとする。

附則

この要領は、令和6年9月1日から施行する。

この要領は、令和7年1月14日から施行する。

この要領は、令和7年5月1日から施行する。

別表（第2条、第3条関係）

対象施設	掲載方法	掲載料及び期間
総合市民図書館 南市民図書館 辻堂市民図書館 湘南大庭市民図書館	奇数日又は偶数日のいずれかの貸出期限票（図書館資料の貸出しを受けた者に返却日を示す日付票をいう。以下この表において同じ。）に掲載する。	30,000円 ／3カ月
藤沢市図書館に関する規則第2条第1項に規定する市民図書室	貸出期限票に掲載する。	40,000円 ／4カ月